



社会福祉法人 妙徳福社会
幼保連携型認定

みょうとくこども園

入園のしおり 2020年度版

この資料は、当園に入園（または進級）にあたり、ご利用いただく特定教育・保育について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容について説明するものです。

わかりにくいことがあれば、遠慮無く質問をしてください。

よりよい教育・保育を提供するため、年度途中であっても内容を見直し変更することがあります。予めご理解ご了承ください。

目次

- 1 入園・進級時の提出書類について
- 2 保育料・実費徴収金について
- 3 教育・保育に関するお願い事項について
- 4 健やかに通園いただくために
- 5 緊急時の対応について
- 6 その他

Ⅰ 入園・進級時の提出書類について



入園・進級時には、以下の書類を提出していただきます。

(1) 家庭状況調査票当園所定の教育・保育台帳 【別紙1】

(2) 緊急時連絡票 【別紙2】

(3) 重要事項説明についての同意書 【別紙3】

「重要事項説明書」は、「東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 2014 年（平成 26 年）9 月 30 日条例第 35 号」に定める第 2 章「特定教育・保育施設の運営に関する基準第 5 条」の規定に基づき、特定教育・保育の提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

当園の「入園のご案内」と合わせ、重要事項説明書に記載の内容をご理解いただき、同意書に署名、押印の上、ご提出ください。

(4) その他、園が必要とする書類提出書類

2 保育料・実費徴収金について



◆保育料・給食費・預かり保育料・延長保育料について

認定区分等		金額	備考	
保育料	1号認定	無償化対象	保育の必要性不問	
	2号認定	無償化対象	保育の必要性の認定が必要	
	3号認定	住民税非課税世帯	無償化対象	保育の必要性の認定が必要
		住民税非課税世帯以外	無償化対象外	きょうだい利用の場合、小学校就学前の最年長を第1子とし、第1子は全額の保育料となりますが、第2子は半額、第3子は無料となります。
給食費	1号認定	4,500円/月	年収約360万円未満の世帯、第3子以降（小学3生以降の最年長を第1子とし）の給食費は減免対象	
	2号認定	4,500円/月	年収約360万円未満の世帯、第3子以降（小学校就学前の最年長を第1子とし）の給食費は減免対象	
	3号認定	不要	保育料に食材料費を含んでいるため	
	土曜保育時の給食費	250円/日	1号認定の学年末始休業日と夏期休業日の預かり保育にかかる給食費にも適用	
預かり保育料	(1号認定) 3歳以上	100円/30分	月額11,300円を上限として、450円×利用日数と、実際に利用者が支払う金額を比較し、最も少ない額で無償化。(保育の必要性の認定が必要)	
	(1号認定) 満3歳児	150円/30分	住民税非課税世帯を対象に月額16,300円を上限として、450円×利用日数と、実際に利用者が支払う金額を比較し、最も少ない額で無償化。(保育の必要性の認定が必要)	
延長保育料	標準時間保育		250円/日	
	保育短時間	うずら0組	200円/30分	前延長、後延長ともに同額
		うずら1組、うさぎ組	150円/30分	
		しか、ぞう、らいおん組	100円/30分	

※ 預かり保育・延長保育を厳正に判断するために、登降園管理システムを再導入します。預かり保育料・延長保育料が発生するか否かのルールとなります。ご協力をお願いします。

※ 市町村民税の賦課決定時期が6月頃となることから、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

★ 4月～8月分の保育料は前年度の市町村民税額で算定 ★ 9月～3月分の保育料は今年度の市長村民税額で算定

◆実費徴収金について

実費徴収金	金額	備考
教育保育材料費	1,000 円/月	こどもの教育保育材料に関する費用の一部に活用
環境充実費	1,000 円/月	おむつ処分やティッシュ類等こどもの環境充実に関わる費用に活用
保険料	600 円/年	園児 1 人当たり 1,300 円を当園と折半。途中退園でも返金不可

- ・給食費、預かり保育料・延長保育料、教材費、環境充実費、保険料など諸費用を、原則連絡アプリの口座振替サービスにより請求、口座振替により集金します。
- ・保育料及び実費徴収金が未納の場合は、徴収内容に関するサービスが提供できない場合があります。



3 教育・保育に関するお願い事項について



◆服装

- ・動きやすく、汚れてもよい、自分で **着脱しやすい服装** にしてください。
- ・お子様の足に合った自分で履ける **運動に適した靴と靴下** で登園してください。
- ・幼児組（らいおん、ぞう、しか）は、活動内容によって体操服・体操ズボンを着用しますので、巾着袋に入れて持ってきてください。
- ・髪の毛長いお子様は、ヘアゴムで結んでください。またヘアピンなどは危険ですのでつけないでください。

◆持ち物

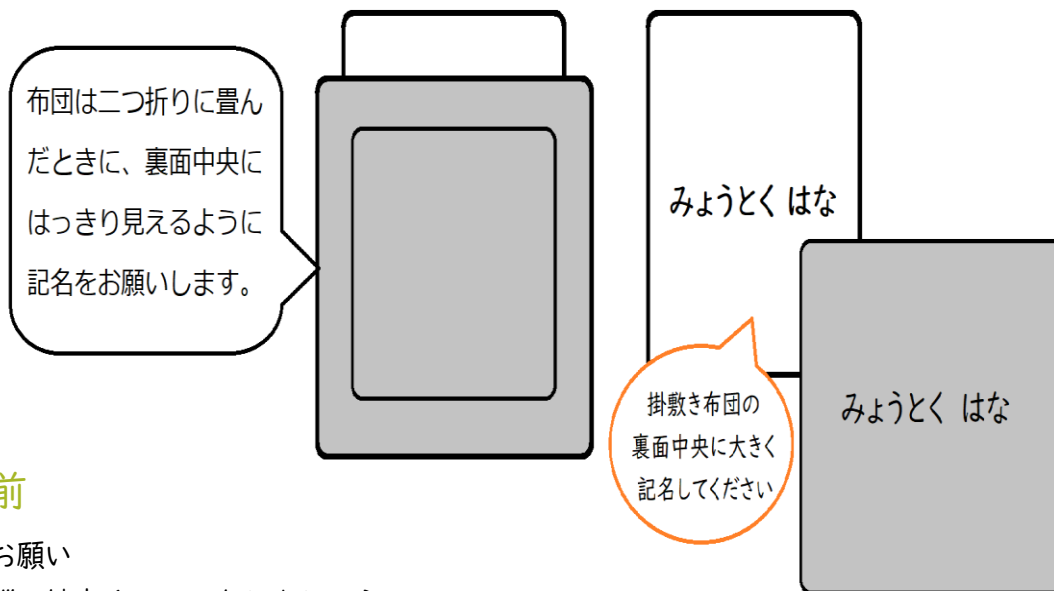
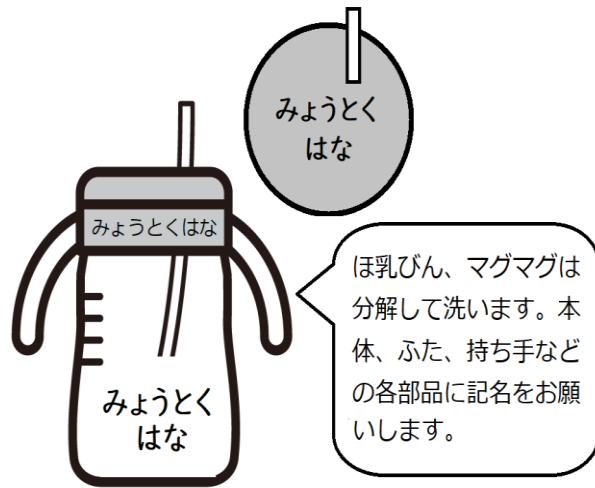
クラスで持ち物が違いますので、一覧表でご確認ください。【○印…必要です △印…必要に応じて個別対応】

項目	うずら0・1組	うさぎ組	しか組	ぞう組	らいおん組
制服（名札）			○	○	○
通園バック、おたよりケース、カラー帽子	○	○	○	○	○
着替え（上、下、肌着、靴下、パンツ）	3組	3組	3組	3組	3組
紙おむつ、紙パンツ	6～7枚程度	△	△		
体操服上下（巾着袋に入れる）			○	○	○
うがいコップ（コップを袋に入れる）		○	○	○	○
ハンカチ、ポケットティッシュ			○	○	○
主食（白ご飯）・箸		箸のみ （時期を見て）	○	○	○
ハンドタオル	○	○	○	○	○
エプロン	△	△			
ほ乳びん又はマグマグ	△				
昼寝布団	○	○	○	○	△ （9月末頃まで）
布製絵本バック 30cm×38cm程度			○	○	○
鍵盤ハーモニカのホース袋（巾着袋） ハンカチ				○	○
水筒またはマグマグ（お茶）	○	○ （時期を見てひも付き）	○（ひも付き）	○（ひも付き）	○（ひも付き）
上靴（上靴袋に入れる）			○	○	○

◆記名のお願い

服や持ち物には、必ずフルネームで
はっきりと名前を書いてください。

(例)



◆登園前

登園前のお願い

- ・朝の挨拶、健康チェックをしましょう。
- ・朝ご飯を食べ、トイレで排便をしましょう。
- ・洗顔、歯磨きをしましょう。
- ・お金、おもちゃ、お菓子、危険なものは持ってこないようにしましょう。



◆登降園時

登降園においてのお願い

- ・ 9時までに登園できない場合は、8時半までにコドモンか電話でお知らせください。
- ・ 登園時は、職員にお子様の様子をお伝えください。降園の際は、職員からの伝達を聞いてお帰りください。
- ・ 各クラスの様子、園内で発生している感染症、連絡事項などをコドモンと掲示物でお知らせしています。ご確認ください。
- ・ いつもと違う人がお迎えに来られる場合は、保護者の方が園にご連絡ください。
- ・ 正門の扉は、保護者の方が閉めてください。
- ・ 正門の扉を9時から15時半まで施錠します。それ以外の時間帯は通用口の「みょうとくこども園」のベルを押してください。
- ・ 土曜保育は、正門の扉を9時以降施錠します。お迎えは通用口の「みょうとくこども園」のベルを押してください。
- ・ 早朝保育、延長保育、土曜保育は、うずら0, 1組の保育室で行います。
- ・ 延長保育ご利用の方は18時までにお知らせください。
- ・ お迎えの時間が変更になる場合は、ご連絡ください。
- ・ 「さよならしたらまっすぐ帰ろう」とお子様と約束しています。お迎え後は速やかに降園しましょう。
- ・ 駐車場と園舎までの間はお子様と手をつないで登降園してください。

◆給食

- ・ 食物アレルギーのあるお子様は、年1回、病院で検査をして食物アレルギー診断書及び除去指示書を提出してください。それに基づいて給食を提供します。
- ・ 離乳食は、月齢・体調・発育に合わせて対応しています。うずら0, 1組のお子様は、食品摂取表を毎月提出してください。
- ・ 給食、おやつを玄関の自動ドア付近に展示しています。
- ・ 給食調理を日清医療食品へ委託しています。

◆駐車場について

- ・ 指定の駐車場を指示に従ってご利用ください。
- ・ 駐停車時はエンジンを止めるなど近隣の方への配慮をお願いします。
- ・ 送迎用駐車場は妙徳寺参拝者も利用されますのでご協力ください。
- ・ 行事の時は臨時駐車場を用意します。駐車位置をご確認のうえご利用ください。
- ・ 駐車場での事故は責任を負いかねます。安全運転を心がけてご利用ください。
- ・ 園では交通安全教育で「駐車場で遊ばない」ことを伝えています。すみやかにお帰りください。

◆保育園業務支援システム「コドモンサービス」について

- ・ お子様の様子や大切な連絡事項をやり取りするために当園では保育園業務支援システム「コドモンサービス」が運営する連絡アプリを活用しています。
- ・ このアプリを活用してお知らせの確認、遅刻欠席の連絡、写真の販売などに利用するほか、非常災害対策への備えとしています。

- ・「入園のしおり」「個人情報管理規定」「非常災害対策計画」などもこのアプリ上でご確認いただけます。
- ・写真販売による収益は、この連絡アプリの運営費と手数料に充当しています。
- ・園での生活に必要な様式をPDFでダウンロードできます。提出の際はプリントアウトし、必要事項を記入の上、担任にお渡しください。
- ・スマートフォンやタブレット、パソコンからご利用いただけます。ご不明の点は職員又は事務所までお問い合わせください。

◆障害児の受け入れ体制について

障害がある園児の受け入れに際しては、教育・保育の方法について保護者の方とともに十分な話し合いを持たせていただき、最善のあり方を検討してまいります。療育手帳や障害者手帳をお持ちの場合は、必ずご提示ください。

4 健やかに通園いただくために



◆病気にかったら

- ・健康上、何か変わったことがあれば、登園時に受け入れの職員にお知らせください。
- ・朝、受け入れ時の検温で 37.5℃以上のお子様はお預かりしません。お子様の体温が 38℃を超えた場合、もしくは、熱がなくても嘔吐・下痢をしている、元気がない、食欲がない等、いつもと違う様子が見られる場合や、感染症が疑われる場合は、保護者の方に連絡します。速やかにお迎えをお願いいたします。
- ・感染症については、「保育園における感染症の登園基準一覧表」を参考にし、登園基準に従い登園してください。
- ・記名したマスク 2 枚を袋に入れ、お便りケースに常時入れておいてください。
- ・家族の中で感染症になられた方がいらっしゃる場合は、マスクをして通用口から登園し、その旨をお伝えください。お迎えも通用口からお越しください。
- ・保育園でケガをした場合は、ケガの程度により保護者の方に連絡し、受診することがあります。

◆薬について

- ・与薬は、医療行為になります。登園中に薬を飲んだり、使用したりしなくていように病院の先生にお願いしてください。病気によって園での与薬が必要な場合は、「薬の依頼書」に薬の説明書を付けて受け入れの職員に手渡してください。薬は現在の病気で受診されて処方されたものをご持参ください。
- ・「薬の依頼書」（当園にあります）に記入し、1 回分の薬をテープで用紙につけて、職員にお渡しください。粉薬は、薬の入っている袋に名前を書いてください。水薬は、1 回分を容器に入れて持ってきてください。咳テープ等を貼られる際は、テープに記名してから貼り、職員にお知らせください。塗り薬は、ご家庭で朝晩塗ってください。
- ・熱性けいれんのあるお子様は、37.5℃以上になりましたら連絡をさせていただきます。お預かりしている坐薬は医療行為になりますので、保護者の指示のもとでの取り扱いをさせていただきます。

年 月 日	
みょうとくこども園あて 薬の依頼書 医師の診察を受けたところ、下記のとおり指示がありましたのでお願い致します。	
組 園児名 _____	
保護者名 _____	
病院名	TEL () FAX ()
薬の用途	風邪・下痢・その他()
薬の種類	粉薬・水薬
与薬時間	食前・食間(時)・食後
特記事項	
----- キ リ ト リ -----	
園 記 録 欄	園児名 _____ さん _____ 年 月 日依頼の、薬の取り扱いについては、次のとおりです。
	与薬者名 保育教諭
	与薬時間 食前・食間(時)・食後
	特記事項

「薬の依頼書」(見本)

◆定期検診について

- ・年 2 回、園医による内科健診と歯科検診があります。
小児科/高橋ホームクリニック高橋ひろ子先生(東広島市八本松飯田 6-16-12 電話 082-428-0147)
歯科/歌野原歯科 歌野原公先生(東広島市八本松飯田 3-4-10 電話 082-428-0120)

◆発育測定について

- ・月 1 回、身長と体重を計測します。4 月と 10 月に頭囲と胸囲を計測します。
- ・測定結果を発育表に記載いたします。ご確認の上、サインをしてください。

5 緊急時の対応について



◆緊急対応

教育・保育中に園児の状況に急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに園医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。

◆事故発生時の対応及び賠償について

教育・保育サービスの提供中に事故が発生した場合は、市・保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、教育・保育サービスの提供に伴って、当園の責めに帰すべき事由により園児の生命、身体、財産に損害を及ぼした時は、当園が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。

なお、当園は下記の賠償責任保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社	
保険名	ほいくのほけん	
保障の概要	園賠償責任保険 ・追加被保険者特約 初期対応費用特約 管理財物補償 人格権侵害補償 園児団体傷害保険	対人1名1事故10億円、対物1事故1,000万円、漏水事故補償、社会福祉充実計画に基づく事業の賠償責任1,000万円、免責なし 見舞金費用を含む初期対応費用(1事故10万円限度、但し死亡の場合1名100万円限度)、免責なし 1事故100万円、免責なし 1名50万円、1事故1,000万円、免責なし 死亡・後遺障害205万円、入院保険金日額1,950円・通院保険金日額1,300円

◆非常災害対策について

火災や大規模な地震などの非常災害の場合は、別に定める「非常災害対策計画」により対応します。



- (1) 朝7時の時点で「特別警報」が発令され、災害避難情報で「避難準備・高齢者等避難開始」が確認された場合、または近隣で避難指示が発令されるなどの状況においては、教育・保育サービスの提供をすることができないと判断し、休園とします。
それ以降に発令された場合は、迎えをお願いします。
- (2) 緊急時、園からの連絡は随時コドモンで配信します。
災害用伝言ダイヤル(171)へ避難場所を登録することがあります。

6 その他



◆その他のお願い・注意事項等

- ・お互いの個人情報を守るため、園内で撮影された画像をSNS等に投稿するなどの行為は慎重にお願いします。
- ・住所・電話番号・緊急連絡先・仕事等の変更があった場合は、速やかに職員にお知らせください。
- ・おとしものは月末に処分いたします。
- ・法人の情報（業務及び財務等）は事務所で閲覧できます。また保育内容も含めた情報をホームページ上で公開しています。

◆大切なお知らせ

〔職員の禁止行為〕

本園の職員は、次の行為は行いません。

- ・在園児への虐待・暴力行為
- ・医師からの指示・保護者の同意を得ていない医療行為
- ・特定の在園児への特別扱い（身体に障害がある等の理由がある場合を除く）
- ・職員の施設内での飲酒・喫煙
- ・在園児又は保護者等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動・その他の迷惑行為また、園児の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 園長 大江 暁子

〔秘密の保持並びに個人情報保護方針〕

個人情報の利用目的について	当園は、利用者様からご提示いただいた名前、住所、電話番号、性別その他の利用者様個人に関わる情報（以下、「個人情報等」といいます）を、利用者様へ適した保育サービス及び電話・メール等による各種連絡のために利用させていただき、利用者様の承諾なく、他の目的には利用いたしません。 ただし当園で撮影した園児の写真については、利用者様への販売目的で使用する可能性があるほか、個人が特定できないように画像を加工したうえで、当園の広報活動やホームページ等に使用することがあります。
個人情報の第三者提供について	当園で預かりした個人情報等を、以下のいずれかに該当する場合を除き、第三者へ提供、取り扱いを委託することはありません。 (1)利用者様の事前の承諾を得た場合 (2)業務委託会社に対して、利用者様に明示した利用目的達成のために必要な範囲で個人情報等の取扱いを委託する場合 (3)法令の定めにより提供を求められた場合
個人情報の開示等について	当園は、個人情報等の開示、変更、削除の求めがあった場合には、利用者様ご本人であることをご確認させていただいたうえで、すみやかに対応いたします。

この他個人情報に対する本園の責務とその適切な管理方法について、別に「個人情報管理規定」を定めます。

◆特定教育・保育の記録

- ・特定教育・保育の実施ごとに、実施日・内容等を記録し保管するとともに、日々の連絡帳等で保護者へお伝えすることで確認を受けることとします。
- ・記録は、卒（退）園後、5年間保存します。
- ・保護者は個人情報等を除いて、保存される保育記録の閲覧及び複写物（複写する場合は、複写に係る実費を請求させていただきます）の交付を請求することができます。（当園の「個人情報管理規定」に準拠します。）

◆契約解除（退園）について

下記のような要件に該当する場合は、契約解除（退園）となる場合がありますのでご注意ください。

- (1) 正当な理由がなく、保育料が2ヶ月以上未納の場合
 - (2) 正当な理由がなく、1ヶ月以上当園を休んだ場合
 - (3) 当園の施設及び当園の近隣地域、教育・保育に従事する職員または他の利用者（園児・保護者）に対して、重大な背信行為を行った場合
 - (4) その他、前号(3)以外に、当園長と保護者の間で協議し、当園の利用を継続することが園児の健やかな成長を妨げると判断した場合
 - (5) 当園の理念・方針などについて話し合いを重ねて説明しても理解を得られない場合
 - (6) 継続的に料金滞納があるなど契約不履行と認められる場合
- ※ 上記の(1) (2) の要件に該当しそうな場合は、事前にご相談ください。

◆相談窓口について

本園が提供する保育に対する苦情に適切に対処するため、別に「苦情解決に関する処理要綱」を定めます。また相談受付窓口は次の通りです。

当園への相談 ・苦情等の受付	相談担当者	副園長・主幹保育教諭
	電話番号	082-428-4678
	受付曜日・時間	月曜～金曜日 8時～17時
当園以外への相談 ・苦情等の受付	第三者委員	主任児童委員
	広島県福祉サービス運営適正化委員会	082-254-3419
	東広島市こども未来部保育課	082-420-0934

※ 直接受付以外でも、電子メール等でも受け付けておりますのでご利用ください。

※ ホールに主任児童委員などの詳細を掲示します。

※ ホームページに苦情解決報告を公表しています。

社会福祉法人 妙徳福祉会 幼保連携型認定 みょうとくこども園

〒739-0141 東広島市八本松町飯田 572

Tel 082-428-4678 Fax 082-428-3204

メール oyakusoku@myotoku-hoiku.sakura.ne.jp

